1

「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申 ~最終形に向けた円滑な移行の在り方~(案)に対する 意見及びこれに対する考え方(案) 概要

(1) 意見募集の実施期間

平成29年6月29日(木)~平成29年7月28日(金)

(2)意見提出者

計33者

- 事業者等21者(NTT、NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンク、東北インテリジェント通信、 中部テレコミュニケーション(CTC)、ケイ・オプティコム、エネルギア・コミュニケーションズ、 アルテリア・ネットワークス、STNet、QTnet、NTTドコモ、ジュピターテレコム、 楽天コミュニケーションズ、エフエム東京、エフエム大阪、ニッポン放送、文化放送、 朝日放送、TBSラジオ)
- 公的機関4者 (盛岡地区広域消防組合、尾張旭市消防本部、小牧市消防本部、 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部)
- ・ 団体5者 (JMITU通信産業本部、電子情報技術産業協会 ECセンター、全国警備業協会、 情報サービス産業協会、テレコムサービス協会)
- 個人3者

1. 固定電話網のIP網への移行工程·スケジュール等

	李月担山老	→ 松本日 (柳南)	*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見1-2	ソフトバンク	〇 移行工程・スケジュールの基本的な考え方に賛同。	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
		〇 メタル回線の提供終了予定スケジュールについてもNTTグループへ早期開示を要望。	○ メタル回線の撤去時期については、利用者や事業者の予見 可能性を確保し、円滑な移行を実現する観点から、NTTはでき る限り速やかに開示することが求められる。
意見1-6	テレコムサービス	〇 二次答申(案)に示された内容について利用者への確実かつ	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	協会	十分な告知、悪質な販売勧誘に対する十分な対策が必要。	○ 利用者への周知内容は、悪質販売勧誘等による消費者被害 を防止する観点も含め利用者にとって具体的かつ理解しやす い内容になっていることが重要であり、NTTにおいては、行政 機関や消費者問題に係る専門機関への事前のチェックを受け る等、周知内容の適正化に努めることが必要である。
意見1-7	ソフトバンク	〇 移行時の契約切替及びユーザ周知の基本的な考え方に賛	O 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
		同。契約移行に関する情報開示効果的な周知に向けた関係者 間協議が必要。	O NTTにおいては、NTT東日本・西日本のネットワークやサービスを利用して自社のサービスを提供する他事業者と連携しつつ、移行に伴い生じうる影響の発生時期や内容について可能な限り早期に明確化した上で、具体的な対応を検討していくことが必要である。
意見1-11	KDDI	〇 二次答申(案)に示されている「その廃止・移行に係る取組を	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
		あらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールの導入」をすることに賛同。	○ なお、ルールの対象とするサービスについては、一次答申及 び二次答申(案)で示した考え方を踏まえ、今後総務省におい て具体的な検討を進めることが適当である。
意見1-12	尾張旭市消防本 部	〇 指令台更新のタイミングで将来のIP網化に対応できるよう、 NTTから早期に仕様を明示すべき。メタル回線が光回線に置き 換わることに伴い、火災通報装置の回線終端装置等について 予備電源を設けていただきたい。停電時に問題なく固定電話を 利用できるよう、消防庁やNTTから、出来る限り早期に国民に 向けた広報等を開始すべき。	○ NTTにおいては、緊急通報指令台におけるIP化や光回線への対応を進めることについて、全国の消防機関を含む緊急通報受理機関に対して、仕様の開示も含めて、十分に説明し、協議を速やかに進めていくことが適当である。 ○ 全国の消防機関を含めたサービスの利用者の保護の観点から、予備電源の確保等の停電時における電話利用に関して、事業者による十分な説明・周知等が求められる。

1. 固定電話網のIP網への移行工程·スケジュール等

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見1-13	中部テレコミュニ ケーション	○ NTT東日本・西日本は、「事業者間意識合わせの場」を通じて、各課題の検討・整理を加速する必要がある。総務省には、必要に応じて適切な制度設計等を検討していただきたい。NTT東日本・西日本は、改修費用等の規模感及び接続事業者の費用負担の考え方について早期に接続事業者に開示するとともに、接続事業者に対して過度な費用負担を求めることがないようにすべき。	○ PSTNからIP網への円滑な設備移行を実現するため、NTT をはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行 工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。 ○ 総務省においては、IP-IP接続に対応した技術基準や電気 通信番号制度など円滑な設備移行の実施に必要となる制度整備に着手するとともに、IP網への移行段階を踏まえた接続制度 についても検討を行う必要がある。
意見1-16	NTT東日本·西日 本	O 固定電話網のIP網への移行工程・スケジュール等について、 関係団体や関係事業者等と協力しながら、着実に取組を進め、 電話網移行円滑化委員会にも取組状況を報告していく。	 ○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 固定電話網のIP網への円滑な移行を実現するため、NTTをはじめとする事業者においては、二次答申(案)に示した移行工程・スケジュール等に基づく検討・協議や必要となる取組を加速していく必要がある。 ○ 本審議会としては、IP網への移行に向けた取組をフォローアップしていくとともに、総務省においては必要な制度整備等を進めていくことが適当である。

2. IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見2-1	ソフトバンク、中部 テレコミュニケー ション、楽天コミュ ニケーションズ	○ 番号の適正管理及び公平かつ効率的な利用の確保について賛同。0120番号帯のように大多数の番号の割当てが特定事業者によって占められており、かつ、指定率と使用率の乖離が顕著である。事業者からの利用要望が多い番号帯について優先的に実施することが効果的。番号利用に関する取消し、再指定等の処分を可能とする制度的対応を検討すべき。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 将来も含めた電気通信番号の未利用等の問題に対応して、番号資源の公平かつ効率的な利用の確保についての対応の必要性が増している中、現行制度上、柔軟な番号管理が困難である等の課題がある。 ○ IP-IP接続に対応した番号管理の仕組みを構築するためには、電気通信番号の利用状況等を確認した上で、電気通信番号の公平かつ効率的な再配分を早期に実現する必要があることから、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。
意見2-2	中部テレコミュニ ケーション、ケイ・ オプティコム	〇「双方向番号ポータビリティ」を持続的に提供するためには、 ENUM方式に対応した「番号解決」及び番号移転に対応した「発 番管理」の実施義務や事業の休廃止又は譲渡等の場合におけ る制度的対応が必要。制度設計に当たっては、一律に課された	 ○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 2021年1月から開始されるIP-IP接続に対応した番号管理の 仕組みの構築に向けて、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。

理の こ示し 実施義務を履行するための運用管理費などの費用について ○ 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」に係る費用負担の在 「事業者間の公平な費用負担の実現」という点に配慮すべき。 り方等については、御意見の点も踏まえ、二次答申(案)に示さ れたスケジュールに従い、事業者間協議を速やかに進めていく 必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当で ある。 意見2-3 ソフトバンク、KD ○「双方向番号ポータビリティ」の実現にはIP網への移行完了 ○ 二次答申(案)に替成の御意見として承る。 DI、ケイ・オプティ が前提となるため、移行完了(2025年1月予定)後速やかに固定 ○ IP網において固定電話に係る競争基盤と利用者利便を確保 コム、中部テレコ 電話の「双方向番号ポータビリティ」が開始できるよう、事業者 するため、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」を早期に導入 ミュニケーション、 間協議を進めていくべき。ひかり電話は、「双方向番号ポータビ する必要があることが基本的な認識である。 楽天コミュニケー リティ」の導入と同時または先行して番号ポータビリティの対象 ○「双方向番号ポータビリティ」の実現のためには、事業者網間 ションズ とすべき。 のIP-IP接続にあわせて、ENUM方式に対応した「番号解決」の 仕組みと番号移転に対応した「発番管理」の仕組みが全ての事 業者において構築される必要があることを踏まえると、遅くともIP 網への移行完了時(2025年1月)には開始することが適当である。 ○ 事業者においては、二次答申(案)に示した課題についての検

討・協議を速やかに進めていく必要がある。

○ 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、 事業者に対する実施の義務化を含め、「双方向番号ポータビリ ティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。

2. IP網への移行に向けた電気通信番号の管理の在り方

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見2-4	ジュピターテレコ ム	○ IP網への移行に向けた「番号管理」や「双方向番号ポータビリティ」の実現においては、自らの電話サービスとサービス卸を受けた卸先事業者の電話サービスの両面で運用に影響があるため、その検討に当たっては、卸先事業者も含め、関係する事業者の意見を聴取する機会を設けるべき。	〇 卸電気通信役務により、卸元事業者(発番事業者)の電気通信番号を利用して卸先事業者が提供するサービスにおいては、制度上の責任主体が利用者に見えにくい等の課題があることから、卸電気通信役務に係る電気通信番号の適正な利用を確保するため、総務省においては二次答申(案)に示した制度整備を速やかに進めることが適当である。
			○ その検討に当たっては、利用者利益を確保する観点から進められることが適当である。
意見2-8	KDDI、中部テレ	O 移行後のIP網における「ロケーションポータビリティ」について	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	コミュニケーション、 楽天コミュニケー ションズ	は、NTT東日本・西日本を含む全事業者が、答申案のとおり番号区画を範囲内とすべき。「事業者間意識合わせの場」において、「ロケーションポータビリティ」の拡大に向けた運用面の課題等について整理を進めることが必要。	〇 固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の導入を前提に、その利用が可能となる地理的範囲を番号区画の範囲内とする「ロケーションポータビリティ」の拡大についても、事業者において検討・協議を進めていく必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。
意見2-9			〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	ムサービス協会、マムな実現方式とすることを前提に、引き続き、事業者間意識 NTT東日本・西日 合わせの場で検討を進めることが必要であり、総務省も適切に 本、中部テレコ 監督すべき。 ミュニケーション	○ 本審議会の検討過程において、事業者から今後「双方向番号ポータビリティ」の導入費用の更なる低廉化に向けた検討・協議を実施していくことが示された。	
	, , , , , ,		〇 この点も踏まえ、事業者においては、固定電話の「双方向番号ポータビリティ」の実現に向けて、二次答申(案)に示した課題についての検討・協議を速やかに進めていく必要がある。
			〇 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、「双方向番号ポータビリティ」の円滑な導入に必要な制度整備を行うことが適当である。

3. IP網への移行に対応した緊急通報の確保

	意見提出者		考え方(案:概要)
意見3-1	ソフトバンク、NTT ドコモ、JMITU通 信産業本部	〇 IP網移行後も緊急通報利用者との通話をつながりやすくする ため、携帯電話のコールバック機能については、関係者(行政、 緊急機関、事業者)間で、必要な機能や実現方法について協議 を進めていく。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 緊急通報に占める携帯電話発の割合が増えている状況に鑑み、緊急通報における携帯電話のコールバック機能についても、メタルIP電話への切替えが開始される2024年1月には新たな方式に移行することを前提に、NTT及び関係事業者においては、二次答申(案)に示した5機能の実現に向けた検討及び緊急通報受理機関との協議を進める必要があり、総務省においてもこれを促進していくことが適当である。
意見3-2	NTT東日本·西日 本	O 引き続き、緊急通報受理機関への分かりやすい説明等に努めるとともに、要望等を踏まえながら、IP網移行後の緊急通報の実現に向けた対応を進めていく。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ NTTにおいては、二次答申(案)に示した方向性に基づき、緊急通報受理機関の意見を踏まえながら緊急通報に関する新たな方式への移行を進めるための調整を行うとともに、携帯電話のコールバック機能に関しても、コールバックの発側ネットワークを提供している立場から、二次答申(案)に示した5機能の実現に向け、携帯電話事業者と連携し、検討・協議を行うことが適当である。
意見3-3	中部テレコミュニ ケーション	○ 「指令台からのコールバック」と「IP網からの自動呼び返し」が 並存する場合は、指令台におけるユーザインタフェースの改善 や職員への適切な訓練で対応することも必要。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 今後、指令台におけるユーザインタフェースの改善や職員へ の適切な訓練等により対応していくことが緊急通報受理機関に おいて重要であり、事業者と緊急通報受理機関の間で十分な 調整を図っていく必要がある。
意見3-5	小牧市消防本部	○ 第三者発着信制限機能によって、救急隊の携帯電話から通報者へのコールバックができなくなる場合、業務に支障が出ることを懸念。	○ 今般の緊急通報に係る検討に当たっては、「指令台からの コールバック」において通報者との通話がつながりやすくなる機 能を整理したものである。 ○ 二次答申(案)に示した5機能の実現に向けては、関係事業 者と緊急通報受理機関による検討・協議を進める必要があり、 総務省においてもこれを促進していく必要がある。

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見4-1	KDDI、ソフトバンク、ケイ・オプティコム、中部テレコミュニケーション、 JMITU通信産業本部、楽天コミュニケーションズ、N	○ IP網へ移行した後のメタルIP電話について、ユニバーサルサービスとして位置付けることは適切。NTT東日本・西日本のモバイル網を活用した音声通信を提供する提案については各課題を慎重に議論することが必要。	○ メタルIP電話は、ユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置付けることが適切であり、技術基準を始めとした必要な制度整備を進めていくことが適当である。 ○ 光ファイバ及び無線の活用については、現在の加入電話と同等の料金・品質で提供することが可能であり、緊急通報も同様に確保される場合には、サービスを効率的に提供するための選択肢を広げる見地から、ユニバーサルサービス提供手段のオプションとして積極的に捉えていく意義がある。
意見4-2	NTT東日本·西日 本	○ 無電柱化エリア、ルーラルエリア等において、無線を活用した固定電話サービスの提供等について検討が必要と整理されたことは適切。無線を活用したOABーJ電話サービスについて、今後技術検証の実施を予定し、その結果を踏まえ、提供方法等を総務省等に相談。	○ 総務省においては、御意見も参考としつつ、二次答申(案)に示した固定電話の提供に係る4つの論点(①固定電話の提供手段の効率性・技術中立性、②無線アクセスを活用する場合の技術基準、③設備に関する規律、④交付金制度の妥当性)についての検討を丁寧に進めることが必要である。 ○ この検討に資するよう、NTTにおいては、無線を活用した固定電話サービスについて、具体的な提供方法を早期に明らかにするとともに、必要な技術検証を速やかに実施していくことが必要である。

(1)「電話を繋ぐ機能」に関する繋ぐ機能POIビル内の通信設備の扱い

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-1	ソフトバンク、東北 インテリジェント 信、中部テレコ ミュニケイ・オプティンコン、 ケイ・オプエネー ションズ、STNet、 楽天コズ、NTT東 日本・西日本	○「繋ぐ機能POIビル」内で複数事業者が利用する「L2スイッチ」を含む「繋ぐ機能POIビル」内の通信設備の詳細な構成・仕様等については、多くの事業者が参加の上、事業者間協議で検討を行っていくべき。総務省においては、事業者間協議の検討状況を注視の上、適切な制度設計を検討すべき。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 事業者においては、二次答申(案)に示した「L2スイッチ」の提供スキームを活用した「繋ぐ機能POIビル」環境の構築に向けて、今後の事業者の状況変化等にも対応したオープンな合意形成に配慮した詳細な整理と設備構成・仕様の明確化を進めることが適当である。 ○ 総務省においては、引き続き事業者間協議を促進するとともに、必要となる技術基準等の制度整備を進めることが適当である。 ○ 「L2スイッチ」を含む「電話を繋ぐ機能」を提供する通信施設及び通信設備は、全ての利用者に電話サービスが提供されるための基盤となることから、その継続的・安定的な提供や技術基準に基づく信頼性・品質の確保等が必要であり、NTT東日本・西日本をはじめとする事業者においては、これを踏まえた対応が求められる。

(2)INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-3	TBSラジオ	〇 二次答申(案)に示された方向性、留意点について賛同。固	O 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
		定電話網のIP網への円滑な移行に関する周知広報を積極的 (に行っていただくことを要望。	○ なお、二次答申(案)では、INSネット(ディジタル通信モード) の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意 点に加え、更に留意すべき点として、「他事業者との連携や十 分な協議を行い、INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴 う他事業者及びそのサービス利用者への影響の有無を確認し、 影響が有る場合には、その発生時期と内容について可能な限 り早期に整理・周知を図ること」等を掲げている。
			O NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧な対応 を行っていくことが必要である。
意見5-6	NTT東日本·西日 本	○ INSネット(ディジタル通信モード)のサービス終了時期を確定し、一次答申及び二次答申(案)で示された留意点を踏まえつつ、全てのINSネット(ディジタル通信モード)ユーザに対する周知を行っていく考え。また、関係団体等の要望を踏まえて更に代替案の充実に努めるとともに、引き続き関係団体等と連携した利用者への対応をすすめていきたい。補完策の検証についても、引き続き検証結果の公表等に向けて関係者と調整を進めていくとともに、「音声通信を用いたデータの送受信」の検証環境についても提供準備を進めていく。	○ 二次答申(案)では、INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが、一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点として、「代替策への移行促進に向けた対応」、「補完策に係る一層の情報開示」、「他事業者との一層の連携」、「サービス移行前における事前検証の実施」などを掲げているとともに、INSネット(ディジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいて、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げている。
			O NTTにおいては、これらの点について、引き続き丁寧な対応 を行っていく必要がある。
意見5-7	電子情報技術産業物会に	○ 二次答申(案)に示された補完策に係る一層の情報開示につ	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	業協会ECセン ター、全国警備業 協会	いての具体的方向性(考え方)に賛同する。利用者の補完策の利用判断に影響するため、早急に補完策の終了時期の確定、公表が必要。	○ なお、補完策(メタルIP電話上のデータ通信)の終了時期については、二次答申(案)では「メタルIP電話の終了時期についても可能な限り早期に確定・公表することが求められる」ことを掲げていることを踏まえ、NTTにおいて可能な限り早期に確定・公表することが求められる。

(2)INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応

	et en la dicet	A & + = / log == \	* = - / * ** *
	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-9	電子情報技術産	O INSネット(ディジタル通信モード)と同様の用途での利用が	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	業協会ECセン ター	認められる「音声通信を用いたデータの送受信」に関して、二次 答申(案)の具体的方向性(考え方)に賛同。	O なお、二次答申(案)では、INSネット(ディジタル通信モード)と 同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータ の送受信」について、「NTTにおいては、検証環境の構築・提供、 検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を 踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」 ことを掲げており、NTTにおいては、この点について丁寧な対 応を行っていくことが必要である。
意見5-11	情報サービス産	〇 二次答申(案)の内容・方向性については賛同。同答申(案)	〇 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。
	業協会	とりまとめ以降についても、電話網移行円滑化委員会・利用者 保護WG等の継続的な活動を行って頂きたい。	〇 二次答申(案)では、INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う対応について、NTTが一次答申で示された留意点に加え、更に留意すべき点を整理するとともに、INSネット(ディジタル通信モード)と同様の用途での利用が認められる「音声通信を用いたデータの送受信」について、「NTTにおいては、検証環境の構築・提供、検証結果に係る情報開示等について、関係者の要望・意見を踏まえつつ、可能な限り早期に対応していくことが求められる」ことを掲げており、NTTにおいては、御意見に示された点も考慮に入れつつ、これらの点について丁寧な対応を行っていくことが必要である。

(3)マイライン機能の扱い

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-21		○ NTT東日本・西日本がマイラインを廃止し、「メタルIP電話の通話サービス卸」等に移行する場合には、その起因者である同社がその移行費用を原則負担すべきであり、利用者への周知方法や移行費用負担といった課題整理を早急に実施することが必要。	 ○ マイラインの廃止を行う場合には、これに伴うサービス移行に当たり、利用者への効果的・効率的な周知がなされるよう、関係事業者において取り組まれる必要がある。 ○ メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件については、総務省において検討を行い、これによってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、マイラインの廃止のための制度対応が行われることが適当である。一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。 ○ 上記ルールに基づき、総務省において予め確認、整理・公表する場合には、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公平性を確保することが事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえた対応を行う必要がある。
意見5-23	NTT東日本·西日 本	○ 二次答申(案)において、マイライン制度の廃止手続に入るとする整理がなされたことは適切。「メタルIP電話の通話サービス卸」について、今後、より具体的な料金体系・水準等を事業者に情報提供するとともに、利用者への周知方法等については、効果的・効率的な周知と円滑な移行を促す観点から、事業者間での協議を進めていく。	 ○ マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当である。 ○ また、一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。 ○ マイラインのサービス移行に関する利用者への周知については、利用者への効果的・効率的な周知がなされるよう、関係事業者において取り組まれる必要がある。

(3)マイライン機能の扱い

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見5-25	KDDI	○ NTT東日本・西日本はマイラインを廃止し、代替手段としての 通話サービス卸へ移行する意向を表明しているが、仮にNTT 東日本・西日本が通話サービス卸を提供する場合には、接続 ルールと同等の規律を適用し、料金や提供条件の適正性・公 平性・透明性を十分に確保すべき。	 ○ マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当である。 ○ また、一定のサービスが廃止される際に、その廃止・移行に係る取組をあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルールにかからしめ、事前の情報提供が図られることが適当である。
			○ メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、上記ルールに基づき、総務省において予め確認、整理・公表する場合には、他事業者による安定的な利用を可能とするため透明性・適正性・公平性を確保することが事業者間協議において課題として認識されている点も踏まえた対応を行うことにより、当該ルールの実効性を確保することが適当である。
意見5-26	楽天コミュニケー ションズ	○ メタルIP電話の通話サービス卸の提供自体は否定しないが、 競争状態を確保された上で、提供条件が適正であることが不可 欠。	○ マイライン制度については、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件に関して総務省が検証を行い、これによるマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる場合に、廃止手続に入ることが適当と整理したものである。

6. 固定電話網のIP網への円滑な移行に向けて(まとめ)

	意見提出者	主な意見(概要)	考え方(案:概要)
意見6-3	ソフトバンク	○ NTTグループは、移行に必要な詳細情報やIP-IP相接に検証環境の提供等円滑な移行を効率的に実施できるよう継続的に対応すべき。行政は、移行が円滑かつ効率的に実施できるよう、引き続き対応いただきたい。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ 総務省においては、事業者間協議の状況を注視し、必要な 制度整備が時宜を得た形で行われるようにする必要がある。
意見6-4	中部テレコミュニ ケーション、 QTnet、東北イン テリジェント通信	〇 円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めるために、「事業者間意識合わせの場」等に積極的に参加し、関係事業者と協力しながら真摯に対応を進めていく。総務省においては、「事業者間意識合わせの場」等の検討状況を注視し、必要な制度を整備いただきたい。	
意見6-5	朝日放送	○ 二次答申(案)で、INSネット(ディジタル通信モード)の終了に伴う円滑な移行の実現に向けた取組を着実に進めることが求められていることは高く評価する。	○ 二次答申(案)に賛成の御意見として承る。 ○ サービスの終了は、その利用者の対応の便宜に最大限に配慮した形で進められるべきであり、サービス終了時期についてもその中で具体的に設定される必要がある。